



情報(第 92 号)



令和 2 年 6 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

合歓の木：夜になると葉が閉じ、この特徴からねむの木と呼ばれる（漢字は冒頭の表記）。

解雇無効と社会保険の被保険者資格の裁判例



1 解雇無効

今号では、久しぶりに裁判例を紹介してみましょう（宮崎地判平 21. 9. 28 判タ 1320-96）。事案の概要は、従業員が企業の機密情報を入手し、当該企業の不正疑惑を追及するとともに、その情報を外部に提供したとして、懲戒解雇がされました。

従業員は、権限がないにもかかわらず、企業の機密情報にアクセスすることにより、企業の不正疑惑とは関係のない多数の機密情報が印刷された文書さえも窃取しています。そのみならず、上記情報及び企業の信用を低下させる文書等を第三者に提供し、当該企業は、第三者から不当な要求を繰り返し受けるに至っています。しかしながら、内容は、わからないのですが、その後、解雇を無効とする判決が出され確定しています。

この意味では、企業の情報管理、労務管理が問われる事案で、銀改ネタです。今号の解説は、その情報管理のあり方や解雇無効を解説するのではなく、従業員の社会保険の資格回復に関するものです。

《事案の概要》

事実	時期
従業員の採用年月	昭 44. 4 昭 50. 9 採用（2 名）
懲戒解雇	平 10. 4. 10
懲戒解雇無効判決	福岡高裁平 14. 7. 2（その後上告、棄却）
復職	平 17. 8. 1

2 社会保険の資格回復

この事案では、懲戒解雇の時点で資格喪失届が提出され、その処理がされていたようです。

資格回復において、少し混乱がみられ、（当時の）社会保険事務所から、社会保険の加入方法について、復職時から 2 年分のみ遡って加入する方法、復職時から再加入する方法がある旨の説明を受けたとされます。ところが、その後になって、当該社会保険事務所から説明には誤りがあって、解雇時に遡って加入する方法があり、解雇時に遡って社会保険に加入することが原則となる旨の説明を受けたということです。企業では、既に従業員へ二つの方法を説明していたため、今になって前回と異なる説明をされることは、混乱を招くと、抗議したということです。こんな重大問題でそれはないとの気分はよくわかります。

結局のところ、平成 17 年 8 月 1 日の復職時から社会保険の資格を取得しており、従業員側において、資格を遡及回復させなかったこと等が債務不履行ないし不法行

為を構成すると争ったわけです。

3 解雇無効の場合の被保険者資格回復

裁判所は、解雇の無効が確定した場合には、原則として、被保険者の資格喪失の処理を取り消し、解雇時から継続して加入していたものとする扱いがとられていると認定しています。その上で、復職時から2年分のみ遡って加入する方法、復職時から再加入する方法を従業員が選択する余地があると判示します。

それはともかくとして、企業は、雇用契約に付随する義務として、従業員に対し、被保険者資格等の回復に必要な費用及び回復により得られる年金額等、各加入方法の利害得失について具体的に説明する義務を負い、社会保険事務所から、解雇時に遡って社会保険に加入することが原則となる旨の連絡を受けていたから、上記選択の利害得失についての説明に加えて、被保険者資格の回復方法のうち解雇時に遡って加入することが原則とされる趣旨についても十分に説明する義務を負っていたと、と断じるのです。

当職のいわば古巣の業務ですが、前記のような選択があるとの解釈は疑問に思いますし、行政解釈に頼らざるを得ない事項について、ここまで求められることは企業にとって厳しい判断です。

4 説明義務の履行

企業側は、被保険者資格等の回復方法について、解雇時に遡った回復方法も説明し、説明義務違反はないと、総務部長のメモや証言をもとに主張しています。

しかしながら、裁判所は、説明義務が果たされたものと認められないとこれを退けています。

判決文には、よく出くわす表現があります。それは、「陳述書及び証言中にはこれに沿う部分がある」が、それはにわかに信用し難いとか、採用しないというものです。これに対して、書面があると、「〇〇の事実が認められる」ときます。

裁判官は色眼鏡をかけて判断しないことを心がけているといわれます。しかし、上記のとおり、言葉は容易く信用しない、むしろ疑ってかかるが、書面はいつも簡単に信用します。つまり、記録を残すことが重要なのです。

5 労務管理・人事記録

解雇が無効になれば、社会保険資格の回復など様々な対応が必要です。普段から懲戒事案が発生しない環境を構築する努力、管理の徹底、従業員教育が必要といえます。

当法人では、適正な労務管理や研修について受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>